

平成 2 7 年 3 月  
定 例 教 育 委 員 会 会 議

会 議 録

平成 2 7 年 3 月 2 7 日 開 催

# 会 議 録

開催日時	平成27年3月27日（金）	午後3時	開会																
		午後4時20分	閉会																
場 所	旭川市教育委員会 会議室																		
出席者	委 員	委員長 金丸 浩一、 <small>委員長職務代理者</small> 金谷 和文、委 員 中島 智子 委 員 滝山 義之、教育長 小池 語朗																	
	事務局	説 明 員	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">学校教育部長 田澤 清一</td> <td style="width: 50%;">社会教育部長 野村 斉</td> </tr> <tr> <td>学校教育部次長 林 和也</td> <td>社会教育部次長 高橋 秀彦</td> </tr> <tr> <td>学校教育部次長 金子 圭一</td> <td>社会教育部次長 南 尚貴</td> </tr> <tr> <td>学校教育部次長 片岡 晃恵</td> <td>社会教育部次長 森山 素子</td> </tr> <tr> <td>適正配置担当課長 和田 英邦</td> <td>文化ホール担当課長 石原 充浩</td> </tr> <tr> <td>教職員担当課長 林上 敦裕</td> <td>博物館長 瀬川 拓郎</td> </tr> <tr> <td>学校保健課長 富山 剛</td> <td></td> </tr> <tr> <td>学校保健課主幹 西野 明子</td> <td></td> </tr> </table>	学校教育部長 田澤 清一	社会教育部長 野村 斉	学校教育部次長 林 和也	社会教育部次長 高橋 秀彦	学校教育部次長 金子 圭一	社会教育部次長 南 尚貴	学校教育部次長 片岡 晃恵	社会教育部次長 森山 素子	適正配置担当課長 和田 英邦	文化ホール担当課長 石原 充浩	教職員担当課長 林上 敦裕	博物館長 瀬川 拓郎	学校保健課長 富山 剛		学校保健課主幹 西野 明子	
		学校教育部長 田澤 清一	社会教育部長 野村 斉																
		学校教育部次長 林 和也	社会教育部次長 高橋 秀彦																
学校教育部次長 金子 圭一	社会教育部次長 南 尚貴																		
学校教育部次長 片岡 晃恵	社会教育部次長 森山 素子																		
適正配置担当課長 和田 英邦	文化ホール担当課長 石原 充浩																		
教職員担当課長 林上 敦裕	博物館長 瀬川 拓郎																		
学校保健課長 富山 剛																			
学校保健課主幹 西野 明子																			
事 務 局 員	教育政策課課長補佐 松浦 宏樹 同 教育政策係 鎌田 和宏																		
傍 聴 者	0人																		
公開・非公開の別	一部非公開																		
会 議 次 第	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 開会</li> <li>2 会議録署名委員</li> <li>3 前回会議録</li> <li>4 審議事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議案第1号 旭川市教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について</li> <li>・ 議案第2号 旭川市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則の制定について</li> <li>・ 議案第3号 旭川市教育委員会事務委任規則の一部を改正する規則の制定について</li> <li>・ 議案第4号 旭川市教育委員会教育長職務代理規則を廃止する規則の制定について</li> <li>・ 議案第5号 旭川市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について</li> <li>・ 議案第6号 旭川市教育委員会教育長の給与等に関する条例施行規則を廃止する規則の制定について</li> <li>・ 議案第7号 旭川市学校給食管理規則の一部を改正する規則の制定について</li> <li>・ 議案第8号 旭川市科学館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について</li> <li>・ 議案第9号 旭川市民文化会館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について</li> <li>・ 議案第10号 旭川市大雪クリスタルホール条例施行規則の一部を改正する規則の制定について</li> <li>・ 議案第11号 旭川市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令の制定</li> </ul> </li> </ol>																		

- について
- ・議案第12号 旭川市教育委員会職員の特殊勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令の制定について
  - ・議案第13号 旭川市立小・中学校適正配置計画（基本方針）の策定について
  - ・議案第14号 第3次旭川市子ども読書活動推進計画の策定について
  - ・報告第1号 旭川市立学校職員の行政措置（臨時代理）について
  - ・報告第2号 旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について
  - ・報告第3号 旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について

5 報告事項

- (1) 平成27年度教育予算について
- (2) 庁用自動車による交通事故について
- (3) 平成26年度第2回教育奨励賞の決定について
- (4) 旭川市通学路交通安全プログラムの策定について
- (5) 旭川市大雪クリスタルホールにおける来館者転倒事故について
- (6) 旭川市学校給食提供システムの在り方に関する基本構想検討委員会報告書について

6 その他

7 閉会

審 議 内 容	
発 言 者	発 言 要 旨
委 員 長	《 開 会 》 ただいまから、平成27年3月定例教育委員会会議を開会いたします。議事に入ります前に、今年度末で退職される課長職以上の方がいらっしゃいますので、一言ずつ御挨拶をいただきたいと思いを。
学 校 教 育 部 長	私から、この場をお借りしまして、本年3月31日付けで退職いたします林学校教育部次長を紹介いたします。
林学校教育部次長	林学校教育部次長から御挨拶いたします。 (一礼後、一言挨拶。)
森山社会教育部次長	引き続き、本年3月31日付けで退職いたします社会教育部の課長職以上の職員を紹介いたします。
社会教育部長	野村社会教育部長です。 (一礼後、一言挨拶。)
森山社会教育部次長	高橋社会教育部次長です。
高橋社会教育部次長	(一礼後、一言挨拶。)
森山社会教育部次長	南社会教育部次長です。
南社会教育部次長	(一礼後、一言挨拶。)
森山社会教育部次長	福田公民館事業課長です。
公民館事業課長	(一礼後、一言挨拶。)
森山社会教育部次長	なお、公民館事業課長につきましては他の公務のため議事に入ります前に退席させていただきます。
委 員 長	ありがとうございました。退職される方々にはそれぞれの立場で教育委員会の事務局として大変熱心に働いていただき成果を上げていただきました。教育委員会として厚くお礼申し上げます。長い間ありがとうございました。 それでは、公民館事業課長につきましては御退席ください。
委 員 長	《 会議録署名委員 》
委 員 長	本日の会議録署名委員は、中島委員、小池教育長を指名します。
委 員 長	《 前回会議録 》
委 員 長	会議録ですが、平成27年1月定例教育委員会会議（平成27年1月26日開催）及び平成27年2月定例教育委員会会議（平成27年2月9日開催）の会議録については、既にお手元に配付されておりますが、これらの内容について御意見はありますか。
各 委 員 員 長	ありません。
各 委 員 員 長	御意見がありませんので、平成27年1月定例教育委員会会議及び平成27年2月定例教育委員会会議の会議録については、承認することで御異議ありませんか。
各 委 員 員 長	異議ありません。
各 委 員 員 長	「異議なし。」と認め、平成27年1月定例教育委員会会議及び平成27年2月定例教育委員会会議の会議録については、承認することといたします。

《 審 議 事 項 》

委 員 長

それでは、審議事項に入ります。

報告第1号「旭川市立学校職員の行政措置（臨時代理）について」及び報告第3号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」ですが、その性質上、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項ただし書の規定により秘密会といたしたいと思いますが、いかがですか。

各 委 員 長

異議ありません。

「異議なし。」と認め、報告第1号「旭川市立学校職員の行政措置（臨時代理）について」及び報告第3号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」は、秘密会とし、他の議案等の後に審議することといたします。

議案第1号「旭川市教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について」ですが、議案第2号「旭川市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則の制定について」、議案第3号「旭川市教育委員会事務委任規則の一部を改正する規則の制定について」、議案第4号「旭川市教育委員会教育長職務代理規則を廃止する規則の制定について」、議案第5号「旭川市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について」及び議案第6号「旭川市教育委員会教育長の給与等に関する条例施行規則を廃止する規則の制定について」と関連する内容ですので、一括して説明願います。

片岡学校教育部長

議案第1号「旭川市教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について」、議案第2号「旭川市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則の制定について」、議案第3号「旭川市教育委員会事務委任規則の一部を改正する規則の制定について」、議案第4号「旭川市教育委員会教育長職務代理規則を廃止する規則の制定について」、議案第5号「旭川市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について」及び議案第6号「旭川市教育委員会教育長の給与等に関する条例施行規則を廃止する規則の制定について」、順次、説明します。

本件は、いずれも地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の制定に伴うものでございます。

はじめに、議案第1号「旭川市教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について」でございます。

当該規則の制定につきましては、新たに法律におきまして「教育長は、教育委員会規則で定めるところにより、会議の議事録を作成し、公表するよう努めなければならない」と規定されたことに伴い、議事録の公表につきましては、会議における承認後、遅滞なく、インターネットを利用して閲覧に供する方法により公表すること、法第14条第7項ただし書の規定により会議を公開しなかった事項については、公表しないこと、なお、会議を公開しなかった事項につきましても、会議において公表する旨の決定をしたときは、この限りでないこととするものでございます。この前例として公表しているものには、教科書採択に係る議事録があるところでございます。

また、会議の主宰者が委員長から教育長になることに伴い、関係規定を整理し、さらに、当該改正に合わせ、文言等を整備するほか、新たに目次及び条に見出しを付すものでございます。

次に、議案第2号「旭川市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則の制定について」でございます。

当該規則の制定につきましては、公布する規則等につきまして、署名者を委員長から教育長に改めるほか、現行は署名に加えて公印を押印しておりますが、条例や市の規則の公布にあつては署名のみであること、また、

公布規則等が真正なものであることを示すには、署名のみで十分に足りるものと考えられることから、署名のみに改めるものでございます。

また、法律の引用条項を整理し、さらに、当該改正に合わせ、文言等を整備するほか、新たに条に見出しを付すものでございます。

次に、議案第3号「旭川市教育委員会事務委任規則の一部を改正する規則の制定について」でございます。

当該規則の制定につきましては、新たに法律におきまして、教育長に委任された事務に係る教育委員会への報告について規定されたことに伴い、教育長は、委任された事務のうち、特に重要と認められるものの管理及び執行の状況について、適時、教育委員会に報告しなければならないとするものでございます。

また、会議の招集権者が委員長から教育長になること、教育長の任命権者が教育委員会から市長になることに伴い関係規定を整理し、さらに、法律の引用条項を整理するほか、当該改正に合わせ、新たに条に見出しを付すものでございます。

次に、議案第4号「旭川市教育委員会教育長職務代理規則を廃止する規則の制定について」でございます。

当該規則の制定につきましては、教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときの代理は、現行、あらかじめ教育委員会の指定する事務局の職員が行うこととされており、当該代理に関しては、この規則において定めているものでありますが、今回の法律改正により、あらかじめ教育長が指名する委員が行うこととされましたことから、規則を廃止するものでございます。

次に、議案第5号「旭川市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について」でございます。

当該規則の制定につきましては、法律の引用条項につきまして整理をするものでございます。

最後に、議案第6号「旭川市教育委員会教育長の給与等に関する条例施行規則を廃止する規則の制定について」でございます。

当該規則の制定につきましては、現行、教育長には、管理職手当月額5万円が支給されておりますが、一般職から特別職になることに伴い、その性格上、管理職手当を支給することは適当ではないことから、現行の給料月額に、管理職手当分の5万円を上乘せし、給料月額を76万円とする内容等の条例改正案が、このたびの市議会において議決されましたことから、管理職手当の支給を廃止するとともに、規則を廃止しようとするものでございます。

なお、これら6件の規則の施行日につきましては、いずれも平成27年4月1日としておりますが、規則の施行の際に在職する教育長の任期満了等の日までの間は、これらの規則による改正後の規則の規定は適用せず、改正前又は廃止前の規則の規定は、なおその効力を有することとしておりますことから、それまでの間におきましては、会議の運営等につきましては、いずれも現行どおりとなるものでございます。

議案第1号「旭川市教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について」、議案第2号「旭川市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則の制定について」、議案第3号「旭川市教育委員会事務委任規則の一部を改正する規則の制定について」、議案第4号「旭川市教育委員会教育長職務代理規則を廃止する規則の制定について」、議案第5号「旭川市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について」及び議案第6号「旭川市教育委員会教育長の給与等に関する条例施行規則を廃止する規則の制定について」、御意見、御質問等がありますか。

ありません。

それでは、議案第1号「旭川市教育委員会会議規則の一部を改正する規

委員長

各委員

			<p>則の制定について」、議案第2号「旭川市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則の制定について」、議案第3号「旭川市教育委員会事務委任規則の一部を改正する規則の制定について」、議案第4号「旭川市教育委員会教育長職務代理規則を廃止する規則の制定について」、議案第5号「旭川市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について」及び議案第6号「旭川市教育委員会教育長の給与等に関する条例施行規則を廃止する規則の制定について」は、原案どおり決定することで御異議ありませんか。</p>
各委員	委員	委員長	<p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、議案第1号「旭川市教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について」、議案第2号「旭川市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則の制定について」、議案第3号「旭川市教育委員会事務委任規則の一部を改正する規則の制定について」、議案第4号「旭川市教育委員会教育長職務代理規則を廃止する規則の制定について」、議案第5号「旭川市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について」及び議案第6号「旭川市教育委員会教育長の給与等に関する条例施行規則を廃止する規則の制定について」は、原案どおり決定します。</p>
学校保健課長			<p>次に、議案第7号「旭川市学校給食管理規則の一部を改正する規則の制定について」、説明願います。</p> <p>議案第7号「旭川市学校給食管理規則の一部を改正する規則の制定について」、説明します。</p> <p>当該規則の制定につきましては、常盤中学校及び聖園中学校の閉校に伴い関係規定を整備するものであります。</p> <p>具体的には、現在、常盤中学校の給食は青雲小学校共同調理場、聖園中学校の給食は新町小学校共同調理場において調理しておりますが、常盤中学校及び聖園中学校の閉校に伴い平成27年4月1日から各共同調理場が共同調理方式から単独調理方式に変更となることから、別表(1)小学校に附置する学校給食共同調理場から当該共同調理場を削るものであります。</p> <p>なお、閉校となる北都中学校の給食を調理している朝日小学校共同調理場につきましては、平成27年4月1日から中央中学校の給食を調理することから引き続き共同調理場として位置付けるものであります。</p>
委員	委員	委員長	<p>議案第7号「旭川市学校給食管理規則の一部を改正する規則の制定について」、御意見、御質問等がありますか。</p>
各委員	委員	委員長	<p>ありません。</p> <p>それでは、議案第7号「旭川市学校給食管理規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案どおり決定することで御異議ありませんか。</p>
各委員	委員	委員長	<p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、議案第7号「旭川市学校給食管理規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案どおり決定します。</p>
南社会教育部次長			<p>次に、議案第8号「旭川市科学館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」、説明願います。</p> <p>議案第8号「旭川市科学館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」、説明します。</p> <p>今回の改正は、平成22年度から試行してきました6月から9月までの多客期における休館日の臨時開館を平成27年度から本格実施するため休館日の規定を変更しようとするものであります。</p> <p>改正内容につきましては、休館日の規定のうち、6月から9月までの月曜日及び月曜日が休日に当たる場合は休日を経過した最初の日を除くとともに、7月及び8月の月末日を除くものであります。</p>
委員	委員	委員長	<p>議案第8号「旭川市科学館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」、御意見、御質問等がありますか。</p>
各委員	委員	委員長	<p>ありません。</p>

委員	長	<p>それでは、議案第8号「旭川市科学館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案どおり決定することで御異議ありませんか。</p>
各委員	委員	<p>異議ありません。</p>
各委員	委員	<p>「異議なし。」と認め、議案第8号「旭川市科学館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案どおり決定します。</p>
文化ホール担当課長	長	<p>次に、議案第9号「旭川市民文化会館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」、説明願います。</p>
文化ホール担当課長	長	<p>議案第9号「旭川市民文化会館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」、説明します。</p>
文化ホール担当課長	長	<p>今回の改正は、旭川市民文化会館の使用取消しに伴う使用料の還付割合の規定を変更し、合わせて文言等を整備しようとするものであります。</p>
文化ホール担当課長	長	<p>改正内容につきましては、旭川市民文化会館の各施設の使用の申請は、使用日の1年前に当たる日が属する月の初日から受け付けており、その使用取消しが大ホール、小ホール、展示室及び公会堂では使用日の2月前までに、会議室などでは1月前までであった場合には、使用料の半額を還付しているところではありますが、使用者の負担を軽減するため、使用日の6月前までに使用取消しがあつた場合には、使用料の7割に相当する額を還付しようとするものであります。</p>
委員	長	<p>議案第9号「旭川市民文化会館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」、御意見、御質問等がありますか。</p>
各委員	委員	<p>ありません。</p>
各委員	委員	<p>それでは、議案第9号「旭川市民文化会館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案どおり決定することで御異議ありませんか。</p>
各委員	委員	<p>異議ありません。</p>
各委員	委員	<p>「異議なし。」と認め、議案第9号「旭川市民文化会館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案どおり決定します。</p>
文化ホール担当課長	長	<p>次に、議案第10号「旭川市大雪クリスタルホール条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」、説明願います。</p>
文化ホール担当課長	長	<p>議案第10号「旭川市大雪クリスタルホール条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」、説明します。</p>
文化ホール担当課長	長	<p>今回の改正は、旭川市博物館の休館日の規定、旭川市大雪クリスタルホールの使用取消しに伴う使用料の還付割合の規定及び旭川市音楽堂使用申請書等を変更し、合わせて文言等を整備しようとするものであります。</p>
文化ホール担当課長	長	<p>改正内容につきましては、最初に旭川市博物館の休館日についてであります。平成22年度から試行してきました6月から9月までの休館日の臨時開館につきまして、平成27年度から本格実施するため旭川市博物館の休館日の規定を変更しようとするものであります。</p>
文化ホール担当課長	長	<p>次に、旭川市大雪クリスタルホールの使用取消しに伴う使用料の還付割合についてであります。現在、旭川市大雪クリスタルホールの各施設の使用の申請は、使用しようとする日の1年前に当たる日が属する月の初日から受け付けており、コンサート室、大会議室及びレセプション室につきましては使用日の2月前までに、その他の施設につきましては使用日の1月前までに使用取消しがあつた場合には、使用料の半額を還付しておりますが、使用者の負担を軽減するため、使用日の6月前までに使用取消しがあつた場合には、使用料の7割に相当する額を還付しようとするものであります。</p>
文化ホール担当課長	長	<p>最後に、旭川市音楽堂使用申請書等の変更であります。申請者に対し使用料等をより見やすくするため、音楽堂及び国際会議場の使用申請書等を変更するものであります。</p>
委員	長	<p>議案第10号「旭川市大雪クリスタルホール条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」、御意見、御質問等がありますか。</p>

各 委 員	員 長	ありません。 それでは、議案第10号「旭川市大雪クリスタルホール条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案どおり決定することで御異議ありませんか。
各 委 員	員 長	異議ありません。 「異議なし。」と認め、議案第10号「旭川市大雪クリスタルホール条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案どおり決定します。
片岡学校教育部	次長	次に、議案第11号「旭川市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令の制定について」、説明願います。 議案第11号「旭川市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令の制定について」、説明します。 本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が制定され、委員長の職が廃止されたことに伴い、教育委員会委員長印及び教育委員会委員長職務代理者印を廃止するものでございます。 なお、この訓令の施行日につきましては、平成27年4月1日としておりますが、訓令施行の際に在職する教育長の任期満了等の日までの間は、改正後の訓令の規定は適用せず、改正前の訓令の規定は、なおその効力を有することとしているものでございます。
委 員	長	議案第11号「旭川市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令の制定について」、御意見、御質問等がありますか。
各 委 員	員 長	ありません。 それでは、議案第11号「旭川市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令の制定について」は、原案どおり決定することで御異議ありませんか。
各 委 員	員 長	異議ありません。 「異議なし。」と認め、議案第11号「旭川市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令の制定について」は、原案どおり決定します。
学 校 保 健 課	長	次に、議案第12号「旭川市教育委員会職員の特殊勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」、説明願います。 議案第12号「旭川市教育委員会職員の特殊勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」、説明します。 本案には2点の改正内容がございます。 1点目は、学校給食共同調理所及び市立小、中学校に勤務する学校教育部学校保健課給食係の職員の勤務時間の変更並びに学校給食共同調理所に勤務する職員の休憩時間の変更でございます。 改正理由といたしましては、現在、学校給食共同調理所及び市立小、中学校に勤務する学校教育部学校保健課給食係の職員の勤務時間につきましては、午前8時から午後4時30分までとしておりますが、多くの職員が給食提供時間に間に合うように午前8時前から業務を開始している状況であることから、実態に即し勤務時間を午前7時45分から午後4時15分までに変更しようとするものでございます。 なお、学校によっては午前8時からの勤務時間で対応できる状況があることから、現行の午前8時から午後4時30分までの勤務時間を併記し、学校の実態に合わせて勤務時間を設定するものでございます。 また、休憩時間につきましては、学校給食共同調理所に勤務する職員は午後零時15分から午後1時まで、市立小、中学校に勤務する職員は正午から午後零時45分までとしておりますが、平成27年度から旭川市東旭川学校給食共同調理所の改築に向けて相互の職員が連携していく予定であることから、市立小、中学校に勤務する職員の休憩時間に合わせようとするものでございます。 2点目は、旭川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定に伴

委	員	長	<p>い、同条例第4条の規定により任期を定めて採用された任期付短時間勤務職員の勤務時間等に関し必要な事項を定めるものでございます。その内容につきましては、別表の備考第2項に「任期付短時間勤務職員」を付記し、市長の承認を得て、任命権者が別に定めようとするものであります。</p>
各	委	員	<p>議長 議案第12号「旭川市教育委員会職員の特殊勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」、御意見、御質問等がありますか。</p>
各	委	員	<p>委員長 ありません。</p> <p>議長 それでは、議案第12号「旭川市教育委員会職員の特殊勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」は、原案どおり決定することで御異議ありませんか。</p>
適正配置担当課長	委員	長	<p>委員 異議ありません。</p> <p>議長 「異議なし。」と認め、議案第12号「旭川市教育委員会職員の特殊勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」は、原案どおり決定します。</p> <p>次に、議案第13号「旭川市立小・中学校適正配置計画（基本方針）の策定について」、説明願います。</p>
			<p>議長 議案第13号「旭川市立小・中学校適正配置計画（基本方針）の策定について」、説明します。</p> <p>本件は、旭川市立小・中学校適正配置計画（基本方針）（素案）に対する意見提出手続の結果を踏まえ、平成27年度から施行する「旭川市立小・中学校適正配置計画（基本方針）」の策定に関して、御審議をお願いするものでございます。</p> <p>はじめに、意見提出手続の結果について御説明いたします。</p> <p>本計画素案への意見提出手続の実施は、平成27年1月定例教育委員会会議において御決定いただき、2月5日から3月6日までの期間で行いました。</p> <p>提出された御意見は、議案第13号資料のとおり、個人から8件、団体から0件でございます。</p> <p>御意見の内容は、教育行政全体に対する御意見が3件、特定の学校の統廃合に関する御意見が5件であり、基本方針素案への反対や、修正を求める御意見はございませんでした。</p> <p>また、意見提出手続とは関連ございませんが、3月19日付け総務部長通知により、国土地理院の発表により本市の行政面積に変更があり、従来の747.60㎢から747.66㎢になりました。</p> <p>したがって、基本方針素案の9ページの「(5) 地域拠点校の存置」本文1行目の「747.6㎢」を「747.66㎢」に変更し、「旭川市立小・中学校適正配置計画（基本方針）」として策定したいと考えております。</p> <p>今後の予定でございますが、意見提出手続事務取扱基準第11条の規定に基づき、旭川市立小・中学校適正配置計画（基本方針）（素案）に対して寄せられた御意見と旭川市教育委員会の考え方を、意見提出者に回答し、ホームページに掲載、公表するとともに、基本方針を各学校や関係機関等に周知してまいります。</p> <p>また、平成27年度には、基本方針に基づき、小・中学校の具体的な配置に係る計画である「ブロック別計画」を策定したいと考えております。</p> <p>この「ブロック別計画」策定に当たりましては、現時点においては、5月下旬に学識経験者や公募による構成員などで構成する懇談会を設置して意見を聴取し、8月から9月頃までには「ブロック別計画」に関わる意見提出手続を実施したいと考えております。</p> <p>本基本方針は、ブロック別計画と合わせて、「旭川市立小・中学校適正配置計画」とし、計画に沿って、保護者や地域住民の理解を得て、適正配</p>

		置を推進してまいりたいと考えております。
委員	長	議案第13号「旭川市立小・中学校適正配置計画（基本方針）の策定について」、御意見、御質問等がありますか。
教育	長	現時点では、基本方針ですので学校名は記載されておりませんが、ブロック別計画では当然学校名が記載されます。今回の意見提出手続では、反対意見はありませんでしたが、これからが正念場になると思います。
委員	長	基本方針については、プラスの評価をいただいていますね。
各	委員	他に御意見、御質問等がありますか。
委	員	ありません。
各	委員	それでは、議案第13号「旭川市立小・中学校適正配置計画（基本方針）の策定について」は、原案どおり決定することで御異議ありませんか。
委	員	異議ありません。
各	委員	「異議なし。」と認め、議案第13号「旭川市立小・中学校適正配置計画（基本方針）の策定について」は、原案どおり決定します。
		次に、議案第14号「第3次旭川市子ども読書活動推進計画の策定について」、説明願います。
高橋社会教育部	次長	議案第14号「第3次旭川市子ども読書活動推進計画の策定について」、説明します。
		今年度が第2次旭川市子ども読書活動推進計画の計画期間の最終年度でありますことから、これまでの成果を踏まえて取組を継続し、更に充実させていくため、平成27年度から概ね5か年を計画期間とする第3次旭川市子ども読書活動推進計画の策定作業を進めてきたところであります。
		第3次旭川市子ども読書活動推進計画（素案）に対する意見提出手続の実施に当たっては、平成27年1月定例教育委員会会議において御審議いただき、全体の内容は変更せず、分かりやすい構成とするようにという御意見をいただきましたので、構成を再編成し、2月2日から3月4日までの31日間、意見提出手続を実施いたしました。
		意見提出手続の結果、3名の方から御意見をいただき、それらに対する教育委員会の考え方を議案第14号資料のとおり整理いたしました。
		これらの御意見は、いずれも本素案に対する修正等を求めるものではなかったことから、意見提出手続において提示した素案を第3次旭川市子ども読書活動推進計画の最終案として3月12日に開催された第3回策定委員会に提出し、策定委員会の最終案として決定をいただきましたので、本日の教育委員会会議において御審議いただき策定しようとするものであります。
		次に、当該計画の内容について説明します。
		はじめに、当該計画の文章中、一部誤りがありましたので、本日配付させていただきました正誤表のとおり訂正させていただきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。
		当該計画は、「第1章 子ども読書活動推進のための基本的な考え方」、「第2章 子ども読書活動推進のための具体的取組」、「第3章 第3次子ども読書活動推進計画の取組」で構成しております。
		平成27年1月定例教育委員会会議で御審議いただいた際には、「第2章 子ども読書活動推進のための具体的取組」の部分において、第2次計画の成果と課題及び第3次計画の取組をひとまとめに記述しているため分かりづらいという御指摘がありましたことから、第2章においては、第2次計画の成果と課題を記載し、第3次計画の取組については、新たに第3章を設けて記載しております。
		第3次計画においては、第1次計画及び第2次計画で示された考え方を継承し、更に充実、発展させることを目的に第1章では、子ども読書活動推進のための基本的な考え方として、子どもの読書活動の意義役割、子ども読書活動推進事業の取組経過、計画の基本理念、基本的方針などを記載

	<p>し、第2章では、子ども読書活動推進のための具体的取組として、図書館、家庭・地域、幼稚園・保育所等、学校それぞれにおける読書活動の取組の成果と課題を記載し、第3章では、第3次子ども読書活動推進計画の取組として、図書館、家庭・地域、幼稚園・保育所等、学校それぞれにおける第3次計画の取組を記載しております。</p> <p>また、当該計画は多くの方に親しみやすいものとするため、「ななかまど読書プラン」という愛称を付し、策定委員会において了承を得たところであります。</p>
委員長	<p>議案第14号「第3次旭川市子ども読書活動推進計画の策定について」、御意見、御質問等がありますか。</p>
中島委員	<p>26ページに「団体貸出を利用したことがありますか」、「なぜ利用しないのですか（複数回答）」という「留守家庭児童会の施設を対象としたアンケート調査」からの資料が掲載されていますが、「なぜ利用しないのですか」の「管理に不安が残るから」というのは、どういう意味ですか。</p>
高橋社会教育部次長	<p>施設や学校、留守家庭児童会などに図書館から本を貸し出しているのですが、図書館から本を借りた場合に、その本が留守家庭児童会の中で丁寧に扱われないのではないかと不安があるということです。</p>
中島委員	<p>留守家庭児童会の中で心配があるので貸出しを受けないということですか。</p>
高橋社会教育部次長	<p>はい。そうです。</p>
中島委員	<p>意見提出手続で寄せられた、「敢えて言えば、本を選ぶ相談相手（必要があれば）対話があると親しさが次につながる。時には感想の対話」という職員と直接コミュニケーションを取るという意味合いだと思いますが、この意見に対する回答は、計画のどの部分を見れば近いことが記載されていますか。</p>
高橋社会教育部次長	<p>私は、42ページなのかなと思うのですが、図書館にいる職員の方にこの本はこういう本ですよと示してもらえれば、そういう親しみやすさからもっと本に接する機会も増えるのではないかと御意見ですよ。それに対して、努力し、心掛けていきますという考え方ですが、そういうところが計画の中に記載されているのはどの部分ですか。</p>
高橋社会教育部次長	<p>今回の意見提出手続で寄せられた3件の御意見については、いずれも計画の内容に対する御意見ではないため、計画には盛り込んでおりません。</p> <p>通常図書館では、窓口職員以外にもフロア職員がおり、本棚の整理をしている最中でも図書の選択に困っている方がいれば声掛けするように指導はしております。また、中央図書館の資料調査室においても専門的な資料については、要望に応じて適宜用意しておりますので、特段旭川市においておざなりになっているということはないと思います。</p>
中島委員	<p>こういった対応がきちんとされていない状況であれば、計画に盛り込む必要はありますが、現状としては十分対応していると考えておりますので今回の計画に盛り込んでおりません。</p>
中島委員	<p>こういった意見に対しては、42ページの「イ 読書に親しむための機会の提供」を読んでもらえれば、より理解することができるのではないのかなと思いました。その部分を読んでもらえれば、こういった取組もしていますという説明もできるのではないかと思います。</p>
委員長	<p>全体の計画の中で、人材の育成や関係職員の資質の向上という項目もありますので、そういうサービスも大事だという考え方に立っていると思います。</p>
各委員	<p>他に御意見、御質問等がありますか。</p>
委員長	<p>ありません。</p>
各委員	<p>それでは、議案第14号「第3次旭川市子ども読書活動推進計画の策定について」は、原案どおり決定することで御異議ありませんか。</p>
各委員	<p>異議ありません。</p>

委員 長	<p>「異議なし。」と認め、議案第14号「第3次旭川市子ども読書活動推進計画の策定について」は、原案どおり決定します。</p> <p>次に、報告第2号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」、報告願います。</p>
片岡学校教育部長	<p>報告第2号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」、報告します。</p> <p>平成27年2月9日付けから平成27年3月18日付けまでの旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動につきまして、緊急に処理する必要がありましたので、旭川市教育委員会事務委任規則第1条第2項の規定により、報告第2号別紙のとおり教育長が臨時に代理し、同条第3項の規定により報告するものであります。</p> <p>主なものとしたしましては、平成27年3月1日付け事務局の臨時的任用職員の任用によるものとなっております。</p>
委員 長	<p>報告第2号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」、御意見、御質問等がありますか。</p>
各委員 長	<p>ありません。</p>
各委員 長	<p>それでは、報告第2号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」は、報告のとおり了承することで御異議ありませんか。</p>
各委員 長	<p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、報告第2号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」は、報告のとおり了承します。</p>
	<p>《 報告事項 》</p>
委員 長 学校教育部長	<p>それでは、報告事項に入ります。</p> <p>報告事項（1）「平成27年度教育予算について」、報告願います。</p> <p>報告事項（1）「平成27年度教育予算について」、報告します。</p>
	<p>1月26日の定例教育委員会会議での議決を経て、市長に意見を申し出ておりました教育予算につきまして、2月10日の庁議で「平成27年度予算案」として正式に決定され、3月25日に市議会の議決を得たところでございます。</p> <p>まず、本市全体の一般会計予算の概要についてでございますが、平成26年度当初予算1,562億円に対しまして、平成27年度は、1,584億2千万円であり、対前年度比22億2千万円の増、率にして1.4%の増となっております。</p> <p>教育費等全体の概要といたしましては、議案書64ページの「平成27年度教育予算概要」を御覧願います。</p> <p>市長部局である子育て支援部、総務部、市民生活部の所管の予算を含めた「10款 教育費」の総額は、102億6,942万2千円であり、対前年度比で、3,230万2千円の増、率にして0.3%の増となっております。</p> <p>このうち学校教育部所管分は71億4,242万6千円であり、対前年度比4,710万5千円の増、率にして0.7%の増となっております。</p> <p>また、社会教育部所管分は14億6,929万円であり、対前年度比1,037万5千円の減、率にして0.7%の減となっております。</p> <p>学校教育部及び社会教育部を合わせた教育委員会予算としては、86億1,171万6千円であり、対前年度比3,390万円の増、率にして0.4%の増となっております。</p> <p>次に、学校教育部の予算概要について、御説明します。</p> <p>臨時事業は要求時と同じく63事業であり、金額は要求時の45億7,599万5千円から、5億338万1千円減の40億7,261万4千円を計上しております。</p>

前回予算提案いたしました内容から、主な変更点などについて御説明申し上げます。

まず、要求額の上積みがあった事業でございます。

東旭川学校給食共同調理所改築費につきましては、冷暖房地中熱ヒートポンプ整備に当たり、環境省の交付金を申請する関係上、事業の前倒しが必要となったため、当初から423万3千円増が認められ、4,874万6千円の計上となっております。

次に、要求額の減額となった主な事業についてでございます。

特別支援教育推進費につきましては、補助指導員を7人増やした、68人体制の1億440万1千円を要求しましたが、特別支援教育の現状等は理解しているものの、平成27年度は2人増の63人体制との判断から、補助指導員5人分の予算計上が見送られ、762万6千円減の9,677万5千円、補助指導員63人分の計上となっております。

最後に、枠配分に影響を受けない「施設改修事業」についてでございます。

学校教育部としましては、給食施設を含む学校施設設備の改修費としまして、「学校施設改修費（小学校）」など5事業の合計3億3,377万1千円を要求しておりましたが、結果として2億7,015万6千円の大幅減となる6,361万5千円の計上となっております。

給食施設のエアコン設置等につきましては、2校分の予算は確保できたものの、学校トイレの洋式化に伴う修繕費等につきましては、大幅に予算計上が見送られております。

なお、昨年度に引き続き、市有施設の維持管理及び地域雇用の維持などを目的として実施しております「市有施設補修事業」、事業費5千万円を活用しながら、給食施設設備を含めた緊急性のある改修修繕を進めていきたいと考えております。

以上、学校教育部所管予算に係る主な予算概要についての報告とさせていただきます。

社会教育部長

社会教育部の予算概要につきまして、前回予算提案いたしました内容からの主な変更点などについて御説明申し上げます。

臨時事業は要求時の35事業から4事業少ない31事業となっており、金額にして要求時の7億3,295万7千円から3億7,091万7千円減の3億6,204万円を計上しております。

この臨時事業の減額の主な要因といたしましては、施設改修事業が、要求額3億8,390万1千円に対し、予算計上額8,695万6千円となり、2億9,694万5千円の大幅な減額となったこと及び文化会館大規模改修の実施設設計が先送りとなったことが挙げられます。

施設改修事業につきましては、常磐館の屋外雨水管漏水修繕、春光台公民館の屋根防水補修、科学館のプラネタリウム投影機のオーバーホールに向けた事前調査等、アイヌ文化の森・伝承のコタンのチセ補修、市民文化会館の大ホールの屋上防水工事、大雪クリスタルホールの非常口誘導灯取替整備など、優先度、緊急度の高いものが予算計上されており、「図書館補修費」「神居古潭機関車保存費」の2事業は、予算化が見送られております。

その他、予算計上が見送られた改修、修繕につきましては、総合政策部所管の「市有施設補修事業」、事業費5千万円を活用しながら、進めていきたいと考えております。

なお、当初要求しました10款6項1目の「旧上川郡農作試験所事務所棟安全対策費」につきましては、既存事業であります「文化財保存費」の中で予算計上されております。

以上、社会教育部所管予算についての報告とさせていただきます。

委員長

報告事項（1）「平成27年度教育予算について」、御意見、御質問等は

各委員	委員	長	<p>ありますか。</p> <p>ありません。</p> <p>それでは、報告事項（１）「平成２７年度教育予算について」は、報告を受けたこととします。</p> <p>次に、報告事項（２）「庁用自動車による交通事故について」、報告願います。</p>
片岡学校教育部長			<p>報告事項（２）「庁用自動車による交通事故について」、報告します。</p> <p>本件は、平成２７年３月１２日（木）午前９時５５分頃、教育政策課の職員が、学校への文書配送業務のため東町小学校から東陽中学校へ向かって走行中、豊岡４条６丁目市道において青信号の交差点を時速３５km程で直進しようとしたところ、対向車線を直進していた車両が急に右折してきたために回避できず、当方の車両の前方右バンパーと相手方車両の左後方ドアが接触する事故に至ったものでございます。</p> <p>今回の事故につきましては、幸い人的な被害はなかったところでございますが、今後の再発防止に向けて、当該職員はもとより、他の職員につきましても、更なる安全運転の励行を図るよう指導を徹底してまいります。</p>
委員	委員	長	<p>報告事項（２）「庁用自動車による交通事故について」、御意見、御質問等はありませんか。</p>
各委員	委員	長	<p>ありません。</p> <p>それでは、報告事項（２）「庁用自動車による交通事故について」は、報告を受けたこととします。</p> <p>次に、報告事項（３）「平成２６年度第２回教育奨励賞の決定について」、報告願います。</p>
林学校教育部長			<p>報告事項（３）「平成２６年度第２回教育奨励賞の決定について」、報告します。</p> <p>旭川市教育奨励賞につきましては、文化、スポーツの分野などにおいて優れた成績を上げられた小中学校及び高校の児童生徒を対象に、全国及び全国的規模の大会で優勝、準優勝、第３位まで、あるいはそれと同等の成績を上げられた場合、学校長の推薦に基づき表彰しているものでございまして、年に２回、上期と下期に表彰しているものでございます。今回御報告いたしますのは、平成２６年度下期の該当者であります。報告事項（３）資料に表彰者名簿を掲載し、大会等の名称や成績についてお示ししておりますが、２団体と５個人が該当となりました。</p> <p>なお、表彰式につきましては、去る３月２５日に行ったところであります。</p>
委員	委員	長	<p>報告事項（３）「平成２６年度第２回教育奨励賞の決定について」、御意見、御質問等はありませんか。</p>
各委員	委員	長	<p>ありません。</p> <p>それでは、報告事項（３）「平成２６年度第２回教育奨励賞の決定について」は、報告を受けたこととします。</p> <p>次に、報告事項（４）「旭川市通学路交通安全プログラムの策定について」、報告願います。</p>
学校保健課長			<p>報告事項（４）「旭川市通学路交通安全プログラムの策定について」、報告します。</p> <p>平成２７年１月定例教育委員会会議において御報告いたしました、通学路における安全確保に向けた取組を定着させるため、国、北海道、警察、市、旭川市小学校長会、旭川市PTA連合会など交通安全に関わる関係機関等で構成する旭川市通学路安全推進会議を平成２７年２月に設置し、児童生徒の安全確保に関する取組の基本方針を策定することとし、２月５日に開催した第１回目の会議において、具体的な取組の基本方針として「旭川市通学路交通安全プログラム通学路の安全確保に関する取組の方針」を策定いたしました。</p>

委員 各委員	長 委員 長	<p>趣旨といたしましては、これまで行ってきました、学校関係者、道路管理者、警察との連携による通学路安全点検を制度化し定着させることで、より効果的に児童の登下校時の交通安全確保を図っていくものであります。</p> <p>4月に行われる校長会議において、各学校に経緯等を説明し、平成27年度から当該プログラムに沿って点検等を実施していきたいと考えております。</p> <p>報告事項(4)「旭川市通学路交通安全プログラムの策定について」、御意見、御質問等がありますか。</p> <p>ありません。</p> <p>それでは、報告事項(4)「旭川市通学路交通安全プログラムの策定について」は、報告を受けたこととします。</p>
文化ホール担当課長	長	<p>次に、報告事項(5)「旭川市大雪クリスタルホールにおける来館者転倒事故について」、報告願います。</p> <p>報告事項(5)「旭川市大雪クリスタルホールにおける来館者転倒事故について」、報告します。</p> <p>本件は、平成27年2月13日(金)午後1時頃、東川町に住む79歳の男性が、大雪クリスタルホールでのビジネスセミナーに参加するため来館した際、中庭側玄関の風除室に設置してありました玄関マットの縁につまずき転倒し、左手甲の骨折、顔面打撲及び両腕外側の内出血等を負ったものでございます。</p> <p>現在、被災者は通院治療中であり、治癒するまで引き続き加療が必要との診断を受けております。</p> <p>事故は玄関マットの縁が老朽化により波状に変形していたことが原因とも考えられましたことから、事故発生後、直ちに他の玄関マットに取り替え、現在は新しい玄関マットを購入し設置しております。</p> <p>今後はこのような事故がないようにホール職員、施設管理などの委託業者一同危機管理意識を高め、来館者の安全管理に努めてまいります。</p>
委員 各委員	長 委員 長	<p>報告事項(5)「旭川市大雪クリスタルホールにおける来館者転倒事故について」、御意見、御質問等がありますか。</p> <p>ありません。</p> <p>それでは、報告事項(5)「旭川市大雪クリスタルホールにおける来館者転倒事故について」は、報告を受けたこととします。</p> <p>次に、報告事項(6)「旭川市学校給食提供システムの在り方に関する基本構想検討委員会報告書について」、報告願います。</p> <p>報告事項(6)「旭川市学校給食提供システムの在り方に関する基本構想検討委員会報告書について」、報告します。</p> <p>本件につきましては、昨年7月に学校関係者や保護者、市民委員会、商工業関係団体、農業関係団体、保育所及び幼稚園関係者、学識経験者、公募委員で構成する旭川市学校給食提供システムの在り方に関する基本構想検討委員会を設置し、本市における学校給食提供システムの在り方について御検討いただいたところであります。</p> <p>検討委員会は、これまでに6回の会議を開催し、最終的に意見を取りまとめたことから、本日3月27日に報告書が教育委員会に提出され、教育長が受領したところであります。</p> <p>報告書の概要につきましては、2ページには、学校給食の現状と課題、3ページから4ページには、現状分析と課題にかかる議論を行うための8つのテーマを設定し、意見交換を行う項目について整理し、4ページから8ページには、それぞれの調理方式によるメリット、デメリットを整理し、8ページから11ページには、各テーマごとに各委員から出された様々な意見がまとめられています。12ページから13ページには、基本構想の方向性として、今後の給食施設整備に当たっての検討委員会としての意見、要望について掲載されています。17ページ以降は、資料が掲載されてお</p>
学校保健課長	長	

り、旭川市の学校給食について、旭川市学校給食提供システムの在り方に関する基本構想検討委員会論点整理、学校給食センター配置と搬送範囲のイメージが添付されております。

検討委員会の総論としては、単独調理方式は調理施設が自校にあることで児童生徒が日常的に調理作業を目にすることができ、食育を推進しやすい環境にあり、学校行事等への対応等において有利であるが、老朽化、狭隘化の早急な解決を図ることは難しいことなどの課題があることから、施設整備の期間や財源確保など様々な課題を解決しなければならないことを考慮すると共同調理方式が有利であるという結論に至り、今後の旭川市における学校給食提供システムの在り方における一定の方向性がまとめられているところであります。

なお、今後の給食施設整備の方向性につきましても、財政基準や運営の効率性、効果を踏まえて市内地域ごとに近接する学校給食施設を集約し、一施設複数校の学校給食を提供し、その際には、現在改築整備計画が進められている東旭川学校給食共同調理所をモデルとして、食育の推進が図られる環境整備、地域の特性を活かした地産地消を促進し、地域との連携が図られるような給食センターの整備を行ってほしいという要望もあげられております。

今後のスケジュールにつきましては、検討委員会からの報告書を踏まえ教育委員会において基本構想の素案を作成し、素案に対する意見提出手続を実施し、市民意見を集約させた上、教育委員会として学校給食に関する基本的な考え方となる基本構想案を作成し、関係部局等からの意見等も踏まえ、最終的に教育委員会会議において御決定いただき、本年10月までに基本構想を策定したいと考えております。

委員長  
各委員

報告事項（6）「旭川市学校給食提供システムの在り方に関する基本構想検討委員会報告書について」、御意見、御質問等がありますか。  
ありません。  
それでは、報告事項（6）「旭川市学校給食提供システムの在り方に関する基本構想検討委員会報告書について」は、報告を受けたこととします。

《 そ の 他 》

委員長  
各事務局職員

他に、何かありますか。  
ありません。  
ありません。

《 秘 密 会 》

委員長

ここからは、秘密会といたします。

【以下、非公開】